

岩手県医療局管理規程第1号

医療局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

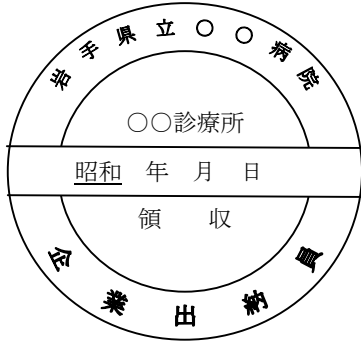
岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局公印規程の一部を改正する規程

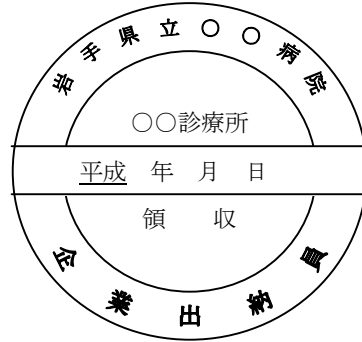
医療局公印規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
公 印						公印管 理者	備考	公 印						公印管 理者	備考
項 目	番 号	印 刻 文 字	印 材	大 き さ (ミ リ メ ー ト ル)	大 き さ (ミ リ メ ー ト ル)			項 目	番 号	印 刻 文 字	印 材	大 き さ (ミ リ メ ー ト ル)	大 き さ (ミ リ メ ー ト ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
県立 病院 等	県立 病院	15	岩手県立 紫波病院 長	〃	〃	紫波病 院長	県立 病院	15	削除	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		16	岩手県立 大迫病院 長	〃	〃	[略]		16	岩手県立 大迫病院 長	つげ	方23	[略]	[略]	[略]	
		18	岩手県立 花泉病院 長	〃	〃	花泉病 院		18	削除	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		19	岩手県立 千厩病院 長	〃	〃	[略]		19	岩手県立 千厩病院 長	つげ	方23	[略]	[略]	[略]	
		30	削除	[略]	[略]	[略]		30	削除	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	診療 所長	1	削除	[略]	[略]	[略]	病院 附属 診療 所長	1	岩手県立 中央病院 紫波地域 診療セン ター長	つげ	方23	中央病 院紫波 地域診 療セン ター長	[略]	[略]	

別記第2 (別表関係)



別記第3 (別表関係)



備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。